

保坂栄次議員に対する議員辞職勧告決議

我々議員は、市民の厳粛な信託を受けた市民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、誠実かつ公正に職務を行わなければならない。

一方、保坂栄次議員がSNS上に特定の者への誹謗中傷と取れる内容を掲載した行為については、倫理委員会において当該議員は投稿の不適切性を認め、鹿沼市議会への謝罪を含む対応を行う旨を述べたが、その後、弁明内容を変えつつ謝罪を履行せず、鹿沼市議会から本市議会議長及び倫理委員会委員長宛てに抗議と謝罪を求める文書が提出される事態に至っても、その責任を十分に自覚した対応をとってこなかった。

倫理委員会は、これらの経過も踏まえ、議場での謝罪文の読み上げやSNS上での謝罪投稿等を内容とする措置を答申し、議長は当該答申に基づき同様の措置を決定したが、当該議員は、謝罪文の読み上げに応じず、繰り返し求められてきたSNS上での謝罪投稿もいまだ行っていない。

本市議会は、この状況を重く受け止め、令和7年6月及び同年8月の定例会において、二度にわたり自らの意思による議員辞職を求める決議をいずれも全会一致で可決した。しかし、当該議員は、一度目の決議について「辞職するほどのことではない」との認識を示すなど、全会一致で示された議会の意思を真摯に受けとめるどころか、これを軽視していると言わざるを得ない状況が続いている。

さらに、二度目の辞職勧告決議後においても、当該議員は、「投稿が説明不足、配慮不足という意味で謝罪の意思は示したが、事実無根や誹謗中傷という意味では謝罪はできない」と報道機関にコメントしている。この発言は、倫理委員会での審査経過や、自ら示した謝罪の意思、これまでの二度の決議の趣旨を十分に踏まえたものとは言えず、自己の行為を正当化するために、自身の受け止めのみを一方的に優先した、自己本位な解釈に固執しているものである。

我々議員は、市民の理解と信頼の下で職責を果たすことが求められているが、当該議員は、議員自身を律するための倫理委員会において誠実さを著しく欠いた言動に終始しただけでなく、倫理委員会の答申に基づく謝罪を含めた議長措置にも応じず、現在においても自己本位の解釈による言動を重ねている。このような姿勢をもって、議員としての職責を十分に全うしていくことは極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、本市議会は、三度目となる本決議において、重ねて保坂栄次議員に対し、自らの意思により議員を辞職するよう強く求める。

以上、宇都宮市議会として、保坂栄次議員の議員辞職勧告を決議する。

令和7年12月19日

宇 都 宮 市 議 会